

## 第28回全国農業担い手サミット in にいがた協賛要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、第28回全国農業担い手サミット in にいがた（以下「担い手サミット」という。）の趣旨に賛同する個人、法人及びその他団体（以下「企業等」という。）が、担い手サミットに協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が第28回全国農業担い手サミット in にいがた実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 資金協賛 担い手サミットの準備及び運営に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品等協賛 担い手サミットの準備及び運営に要する物品及び広報等（以下「協賛品」という。）の提供
- (3) その他協賛 前各号のほか、実行委員会が特に認めるもの

2 協賛品は、物品等協賛を行おうとする企業等と実行委員会が協議し決定する。

### (募集期間)

第3条 募集期間は、令和7年4月1日から令和8年9月30日までとする。

### (協賛の申込等)

第4条 協賛を行おうとする企業等は、あらかじめ第28回全国農業担い手サミット in にいがた協賛申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出するものとする。

- 2 委員長は、申込書の提出があった場合、第9条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、申込書を提出した企業等（以下「申込者」という。）に対し第28回全国農業担い手サミット in にいがた協賛申込受理書（別記様式第2号）により受理した旨を通知するものとする。

### (協賛金の振込等)

第5条 協賛金の申込者は、前条第2項による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、原則として実行委員会が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、協賛金を一括して納付するものとする。ただし、あらかじめ実行委員会の承認を受けた場合は、第3条第1号に定める募集期間内に、協賛金を分割して納付することができるものとする。

- 2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、実行委員会は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の申出により、

協賛金の領収書を発行することができるものとする。

(協賛品の受納等)

第6条 協賛品の申込者は、受理通知を受けたときに限り、実行委員会が指定する方法により、協賛品を納めるものとする。

2 協賛品として、広報等を行おうとする者は、内容の詳細について事前に実行委員会と協議し、これを実施するものとする。

3 協賛者は、前項の協賛を実施したときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

4 実行委員会は、複数の申込者から同一の物品等協賛の申込みがあり、必要数以上となった場合、申込順に受理するものとする。

5 実行委員会は、協賛者の申出により、協賛品の受領書を発行することができるものとする。

(協賛の特典等)

第7条 協賛者の特典は、別表「協賛者特典一覧」(以下「特典一覧」という。)のとおりとする。ただし、第2条第1項第2号又は第3号に規定する協賛者の特典は、実行委員会が協賛の内容から換算した金額により、特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとする。

2 企業等が複数回の協賛をした場合には、その合計額に応じた特典とする。

3 実行委員会は、協賛一覧の特典以外に、必要に応じ、協賛者の特典を追加することができるものとする。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、その全てを担い手サミット行事の経費に使用し、目的外の使途には一切使用しないものとする。

(協賛申込の不受理等)

第9条 委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする場合

(2) 担い手サミットを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある場合

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(4) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(5) 暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

- (6) 役員等（法人にあっては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあってはその者及び支配人をいう。以下同じ。）の全部又は一部が暴力団員等であると認められる場合
  - (7) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合
  - (8) 役員等が、自己、自己が役員等である企業等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる場合
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをするなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められ場合
  - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる場合
  - (11) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
  - (12) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している場合
  - (13) 担い手サミットについて、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
  - (14) その他法令又は公序良俗に反する者など委員長が不相当と判断する場合
- 2 委員長は、協賛者が、協賛後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛品を返戻する。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。